

読谷村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱をここに公布する。

平成24年9月28日

読谷村長 石嶺傳實

読谷村要綱第14号

### 読谷村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、化石燃料代替エネルギーの導入を促進することにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、村民への省エネルギーや環境保全に対する意識啓発を図るため、住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において、読谷村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

#### (補助対象システム)

第2条 この要綱に定める補助の対象となる対象システムとは、次の各号に掲げる要件に適合したものをいう。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連携し、かつ、太陽電池の最大出力の合計が10kW未満のシステムであること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) 電力会社と電力供給契約を締結することができること。
- (4) リース契約によるシステムではないこと。

#### (補助金の対象者等)

第3条 この要綱に定める補助の対象になる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付を申請した年度中に対象システムの設置に係る電力会社との電力供給契約を行う個人であること。
- (2) 次のいずれかに該当する個人であること。
  - ア 自らが居住する本村内の住宅（住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものも含む。）に対象システムを設置する者
  - イ 本村内において自らの居住の用に供するため、新築する住宅に対象システムを設置する者。ただし、実績報告の日までに現に居住していること。
  - ウ 本村内において自らの居住の用に供するため、対象システムを設置した新築住宅を購入する者。ただし、実績報告の日までに現に居住していること。
- (3) 本村の村税及び国民健康保険税の未納がないこと。
- (4) 同一世帯で過去に当該補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 対象システムを設置する建築物が、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。
- (6) 対象システムによる発電量等に関する情報提供に協力できること。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費の範囲は、対象システムの設置又は購入に要する費用であって、次の各号に掲げる事項の設置にかかる費用とする。

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) 接続箱
- (4) 直流側開閉器
- (5) インバーター
- (6) 保護装置
- (7) 発生電力量計
- (8) 余剰電力販売用電力量計
- (9) 配線及び配線器具

（補助金の額）

**第5条 補助金の額は、定額3万円とする。**

(補助金の交付申請)

**第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添付して、読谷村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を村長に提出しなければならない。**

- (1) 対象システムの設置に係る契約書及び内訳書の写し（申請時に対象システム設置に係る契約を締結していない場合に限り見積書の写しでも可とする。）
- (2) 現況写真（カラー写真に限る。）
- (3) 対象システムを設置する建物付近の見取図
- (4) 建築物の所有者の承諾書（第2号様式。建築物が申請者の所有物でない場合に限る。）
- (5) 補助対象者の納税証明書（村税及び国民健康保険税）
- (6) その他村長が必要と認める書類

2 交付申請書及び添付書類は、村長に直接提出する。

(補助金の交付決定等)

**第7条 村長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、必要があるときは現地調査を行い、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を予算の範囲内で行うものとする。**

- 2 村長は、交付決定したときは、読谷村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとし、補助金を交付しない旨の決定（以下「不交付決定」という。）をしたときは、読谷村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が対象システムの設置を中止若しくは廃止する場合又は補助金交付決定の取消しを受けた者が出了場合は、第1項の規定にかかわらず、予算の残額に応じて、前項に規定する不交付決定の通知を受けた者の中から繰り上げて交付決定を行うことができる。

- 4 第2項の規定により不交付決定をした場合において、補助金の予算増額をしたときは、第1項の規定にかかわらず、第2項に規定する不交付決定通知を受けた者の中から、繰り上げて交付決定を行うことができる。

(補助金の交付変更等)

第8条 交付決定者が、交付申請の内容を変更し、中止又は廃止（以下「変更等」という。）するときは、読谷村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付（変更・中止・廃止）申請書（第5号様式）を村長に提出し、その承諾を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承諾すべきと認めたときは、読谷村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付（変更・中止・廃止）決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、対象システムの設置完了後、30日以内又は交付申請をした年度の3月31日のいずれか早い日までに、読谷村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金実績報告書（第7号様式）に掲げる書類を添付して村長に報告しなければならない。この場合において、交付申請をした年度の3月31日が、読谷村の休日を定める条例（平成3年読谷村条例第20号。以下「休日」という。）第1条第1項第1号に定める休日に当たる場合は、その日以前の最も近い本村の休日でない日とする。

- 2 実績報告書及び添付書類は、村長に直接提出する。  
3 村長は、実績報告を受理した場合、速やかに、その内容を審査するものとする。

(補助金の交付請求等)

第10条 前条の規定により実績報告を終えた交付決定者は、速やかに、読谷村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付請求書（第8号様式。以下「請求書」という。）により補助金の請求をしなければならない。

- 2 村長は、前項の規定により提出された請求書を確認し、適正と認めた時は、補助金を交付する。

#### (補助金の交付取消し)

第11条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第7条の規定による交付決定を取り消すことができる。この場合において、村長は、交付決定者が当該取消に係る部分に対する補助金の交付を受けているときは、交付を受けた補助金の返還を請求できるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 第9条第1項及び第2項に定める日までに実績報告書及び添付書類を提出しないとき。

2 村長は、読谷村補助金交付規則（昭和49年読谷村規則第8号）第11条又は、前項の規定により交付決定を取消しする旨を決定したときは、読谷村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により通知するものとする。

#### (情報提供)

第12条 村長は、必要があると認めるときは、第10条第2項の規定により補助金の交付を受けた者に対して第3条第1項第6号に定める情報提供を求めることができる。

#### (手続代行者)

第13条 補助対象者は、第6条、第8条、第9条及び第10条の手続について、対象システムを販売する者等（以下「手続代行者」という。）に対し、これらの手続の代行を依頼することができる。

- 2 手続代行者は、依頼された手続を、誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行によって知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取扱うものとする。
- 3 村長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽り、その他不正を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。